

法務省人定第 2 1 号
平成 2 9 年 4 月 1 日

法 務 省 民 事 局 長 殿
法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

法務局及び地方法務局の職員の配置定員について (依命通達)

標記については、下記のとおりとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、平成 2 8 年 4 月 1 日付け法務省人定第 2 1 号当職依命通達「法務局及び地方法務局の職員の配置定員について」は、廃止します。

記

- 1 各法務局及び各地方法務局別の職員の配置定員は、別表のとおりとする。
- 2 法務局又は地方法務局の各支局別及び法務局若しくは地方法務局又はその支局の各出張所別の職員の配置定員は、別表に定める当該法務局又は地方法務局の職員の配置定員の範囲内において、当該法務局長又は地方法務局長が別に定める。

別表 各法務局及び各地方方法務局別の職員配置定員

管轄法務局名	法務局又は 地方方法務局の名称	配置定員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
札幌法務局	札幌法務局	1	223	1	225
	函館地方法務局		51	1	52
	旭川地方法務局		68		68
	釧路地方法務局		76		76
	小 計	1	418	2	421
仙台北法務局	仙台北法務局	1	217	2	220
	青森地方法務局		99		99
	盛岡地方法務局		134	1	135
	秋田地方法務局		89		89
	山形地方法務局		95	1	96
	福島地方法務局		169		169
	小 計	1	803	4	808
東京法務局	東京法務局	1	1,119	4	1,124
	水戸地方法務局		176		176
	宇都宮地方法務局		128		128
	前橋地方法務局		140	1	141
	さいたま地方法務局		343		343
	千葉地方法務局		307	1	308
	横浜地方法務局		425		425
	新潟地方法務局		171	1	172
	甲府地方法務局		76		76
	長野地方法務局		167		167
	静岡地方法務局		209	1	210
	小 計	1	3,261	8	3,270
名古屋法務局	名古屋法務局	1	416	1	418
	富山地方法務局		84		84
	金沢地方法務局		89	1	90
	福井地方法務局		71		71
	岐阜地方法務局		140	1	141
	津地方法務局		140	1	141
	小 計	1	940	4	945
大阪法務局	大阪法務局	1	528	1	530
	大津地方法務局		96	1	97
	京都地方法務局		167	1	168
	神戸地方法務局		322	1	323
	奈良地方法務局		93	1	94
	和歌山地方法務局		94	1	95
	小 計	1	1,300	6	1,307

管轄法務局名	法務局又は 地方法務局の名称	配 置 定 員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
広島法務局	広島法務局	1	220	2	223
	鳥取地方法務局		65	1	66
	松江地方法務局		84	1	85
	岡山地方法務局		132	1	133
	山口地方法務局		111	1	112
	小 計	1	612	6	619
高松法務局	高松法務局		105	2	107
	徳島地方法務局		66	1	67
	松山地方法務局		104	2	106
	高知地方法務局		82	1	83
	小 計		357	6	363
福岡法務局	福岡法務局	1	337	2	340
	佐賀地方法務局		77	1	78
	長崎地方法務局		104	1	105
	熊本地方法務局		147		147
	大分地方法務局		96		96
	宮崎地方法務局		93	2	95
	鹿児島地方法務局		133		133
	那覇地方法務局		108		108
	小 計	1	1,095	6	1,102
合 計		7	8,786	42	8,835